

(案)

業務用自動車賃貸借契約書

(「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約)

沖縄県中部福祉事務所長 名(以下「甲」という。)と●●●●(以下「乙」という。)
は、下記条項により車両の賃貸借(メンテナンスリース)契約に関する契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 甲は、賃借車両を公務執行の用に供するものとする。

(契約物件)

第2条 乙は甲に対し次に掲げる車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

- (1) 種別及び台数：軽自動車 4台
- (2) 年式・車名 車両登録時に決定
- (3) 登録番号 車両登録時に決定
- (4) 車台番号 車両登録時に決定
- (5) 車体色 車両決定時に決定

なお、賃貸借を行なう上記車両に係る詳細仕様については、別添「賃貸借車両仕様書」
(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

(契約期間)

第3条 契約物件の契約期間は以下のとおりとする。

軽自動車 4台

契約期間は令和8年4月1日から令和12年3月31日までの48箇月(4年間)

(契約金額)

第4条 賃貸借車両の賃貸借料は、総額●●円（月額●●円×48箇月）とする。うち、取引に係る消費税及びに地方消費税額は、総額●●円（月額●●円）。

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

<内訳>

契約総額 ●●円（月額●●円×48月）

令和8年度総額 ●●円（月額●●円×12月）

令和9年度総額 ●●円（月額●●円×12月）

令和10年度総額 ●●円（月額●●円×12月）

令和11年度総額 ●●円（月額●●円×12月）

2 消費税額及び地方消費税額について、本契約中に税率が変更された場合は、甲乙協議の上、これを増額又は減額する。

(請求及び支払)

第5条 賃貸借料は月払いとし、乙は甲が賃貸借車両を使用した月の翌月に請求を行い、甲は適法な請求書を受領した日から30日以内に乙に支払わなければならない。

2 甲は、自己の責に帰すべき事由により賃借料の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払いものとする。

3 この契約書の規定により月の途中で契約が解除された場合において、その月の賃借料は、契約が解除されるまでの日数に応じて日割りするものとする。

(車両の引渡し)

第6条 乙は、道路運送車両法に基づくすべての手続きを完了し、契約期間の開始する

日までに、物件を指定された引渡し場所に納入しなければならない。

2 賃貸借車両の引渡しは甲乙双方が立ち会い、仕様書の内容に適合しているか確認を行った上で引き渡しを行うものとする。

3 前項の規定により引き渡しを行った後において、仕様書の内容に適合しないものが見つかった場合は、乙の責任において必要な措置を講ずるものとする。

4 賃貸借車両の引き渡し場所までの輸送にかかる費用等については乙の負担とする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金の額は、賃借料を賃貸借契約期間の月数で除して得た額に12を乗

じて得た額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれか該当する場合は免除とする。

(費用負担)

第8条 乙は、本契約車両に対する公租公課及びその他一切の賦課金を負担するものとする。

(管理)

第9条 甲は善良なる管理のもと賃貸借車両を運行する。

(保守点検等)

第10条 乙はこの契約期間中、賃貸借車両について次に掲げる保守点検等を行なうものとする。

(1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査

(2) 車両の正常使用中に発見される故障、不具合等の修理

(3) 消耗・磨耗部品の交換、油脂類の補充又は交換（バッテリー、タイヤ含む）

(4) 本契約車両メーカーの指定する点検整備

2 前項の保守点検等は、原則として乙の指定する工場で行なうものとする。ただし、緊急等によりこれが難しい場合は、予め乙に連絡した上で、他の工場で行うことができるものとする。

(代車の提供)

第 11 条 賃貸借車両の保守点検等により甲がその使用ができない場合、その期間中、乙は甲に対し無償で代車を貸し渡すものとする。

(禁止行為等)

第 12 条 甲は、賃貸借車両について賃貸権の譲渡転貸又は担保の用に供してはならない。

(甲が負担する費用)

第 13 条 次の各号に掲げる費用については、甲が負担するものとする。

(1) 甲の故意又は重大な過失に起因する修理に要する費用

(2) 甲が、乙の承諾なしに実施した修理に要する費用

(車両の保険)

第 14 条 乙は、賃貸借期間においては、物件について次の各号に掲げる自動車保険契約を締結しなければならない。

(1) 自動車損害賠償責任保険

(2) 対人賠償責任保険 無制限

(3) 人身傷害保険 1名につき 3,000 万円

(4) 車両保険 新車購入価格 (免責金額 0 円)

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により本契約に違反したとき。

(2) 乙が本契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(3) 乙から本契約の解除の申出を受けたとき。

(4) 乙が行政庁に処分されたとき。

(5) 乙の従業員が不正又は違法行為を行い、業務の遂行ができないと認められたとき。

(6) 乙の役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(7) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(10)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど認められるとき。

- 2 甲または乙は、相手方が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、文書をもって通知し、この契約を解除することができる。
- 3 甲または乙は、第1項及び第2項の規定によりこの契約を解除した場合、これによって生じる相手方の損害については、いずれもその責を負わない。

(予算の減額または削除による契約解除)

第16条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において当該契約にかかる予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、契約内容等の見直し等により予算の範囲内における変更契約の可能性等についても甲乙十分に協議を行った上で、本契約を継続することが困難である場合に限りこの契約を解除することができる。

(物件の返還)

第17条 この契約が終了し、又は前条の規定により契約を解除した場合は、甲は、本契約車両を速やかに乙に返還しなければならない。この場合、返還に要した費用は乙が負担するものとする。

(協議)

第18条 この契約に定めのない事項又は本契約に関して当事者間に疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有

する。

令和 年 月 日

借主（甲）住所：沖縄県沖縄市美原1丁目6番28号

氏名：沖縄県中部福祉事務所長名

印

貸主（乙）住所：

氏名：

印

